

与野本町通り街並みづくり会議 設立総会

日時：令和4年3月22日(火)

午後6時から

場所：中央区役所本館3階

大会議室

<次 第>

1 開 会

2 会員紹介

3 議 事

議案第1号 規約の制定

議案第2号 役員を選任

議案第3号 事業計画(案)

4 市からの情報提供

5 閉 会

与野本町通り街並みづくり会議 規約 (案)

(名称)

第 1 条 この組織は、与野本町通り街並みづくり会議（以下「街並み会議」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 街並み会議は、市と協働で与野本町通りにおいて、歩行者や自転車の安全性を高めるとともに、街並みルールづくりを進め、歴史のまちとしての魅力を高めていくことを目的とする。

(活動地区及び事務局)

第 3 条 街並み会議の活動地区及び事務所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 街並み会議の活動地区は、別添のとおりとする。
- (2) 街並み会議の事務局は、さいたま市与野まちづくり事務所に置く。

(活動内容)

第 4 条 街並み会議は、第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 安全・安心な本町通りの実現に向けた方策の市への提案
- (2) 歴史を活かした街並みづくりに向けたルールの運用に向けての検討と作成・実施
- (3) 交流の創出のためのまちづくり活動の検討と実施
- (4) 活動地区内の住民意向の把握と合意形成
- (5) 活動内容の周知
- (6) 与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会との連携
- (7) その他まちづくり活動を展開するために必要な活動等

(会員)

第 5 条 街並み会議の会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 活動地区内の土地・建物所有者、在住者又は在勤者で、第 2 条の目的に賛同し、協力する者
- (2) その他街並み会議が必要と認めた者

(役員等)

第 6 条 街並み会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 2 名
- 2 前項の役員は、第 5 条第 1 項の会員の中から選任する。
- 3 街並み会議は、必要に応じて相談役を置き、意見を求めることができる。

(役員の職務)

第 7 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、街並み会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。

(役員の選任方法及び任期)

第 8 条 役員の選任方法及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、会員の互選により選任する。
- (2) 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の種類)

第9条 街並み会議の会議は、総会及び会議とする。

(総会)

第10条 総会は、会員及び街並み会議が必要と認めた者で構成し、会長が招集する。

- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 総会の議決は、会員の出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、年に1回以上開催し、街並み会議が必要と認めた場合には臨時総会を開催できる。
- 6 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決議する。

(1) 活動報告

(2) 活動計画

(3) 役員を選任

(4) その他街並み会議の運営に必要な事項

- 7 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者数の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 街並み会議規約の制定及び変更

(2) 街並み会議の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

- 8 総会は、原則公開とする。

(会議)

第11条 会議は、会員と街並み会議が必要と認めた者で構成し、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議の決定は、会員の出席者数の過半数をもって決議する。
- 4 会議は、第4条に定める活動等を行う。
- 5 会議は、必要に応じて市等に対し、資料や情報提供などの支援を求めることができる。
- 6 会議は、原則公開とする。

(解散)

第12条 街並み会議は、第2条の目的が達成されたとき、あるいは存続の必要性がなくなったときに解散することができる。

(その他)

第13条 本規約に定めるもののほか、街並み会議の運営に関し必要な事項は、会員の協議で定める。

(付則)

本規約は、令和4年3月 日 から施行する。

別添 活動地区



役員の様組み

| 役職 | 定員 | 氏名 |
|-----|-----|----|
| 会長 | 1 名 | |
| 副会長 | 2 名 | |

与野本町通り街並みづくり会議

令和 3 ・ 4 年度事業計画書 (案)

※会議設立が令和 3 年度末のため、初年度は
2 箇年をまとめた事業計画 (案) とします

1. 活動方針

- ①与野本町通り街並みづくり会議 (以下、「街並み会議」) の目的の達成に向けて、沿道の皆様と行政との協働により、街並み会議の活動がスタートします。
- ②広報活動を充実させて、沿道権利者の皆様に分かりやすい情報を発信します。

2. 令和 3 ・ 4 年度事業計画

令和 3 年度は、街並み会議を設立するとともに、令和 4 年度は街並み会議を開催し、目的の達成に向けて、具体的な活動を行います。また、目的の達成に向けては、沿道権利者の理解・協力が必要不可欠のため、与野本町通り街並みづくり通信を発行し、街並み会議の活動を周知します。

■総会

| 組織 | 年 月 | 活動内容 |
|-----|-----------------|--|
| 総 会 | 令和 4 年 3 月 22 日 | 【街並み会議の設立】 ・ 規約の制定 ・ 役員を選任 ・ R3 ・ 4 事業計画 (案) の承認 |

■会議

| 回数 | 年 月 | 活動内容 |
|-------|--------------|---|
| 第 1 回 | 令和 4 年 5 月頃 | ・ これまでの取組の振り返り ・ 現状、課題等の共有 ・ 街並みづくりの事例研究 ・ 今後の検討テーマの整理 |
| 第 2 回 | 令和 4 年 7 月頃 | ・ 街並みづくり方針の検討 ・ 街並みづくりルール事例研究 ・ 現地視察の検討 |
| 第 3 回 | 令和 4 年 10 月頃 | ・ 現地視察 (まちあるき) ・ 視察のまとめ ・ 街並みづくり方針の検討 |

| | | |
|-----|----------|---|
| 第4回 | 令和4年12月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備に関する意見交換 ・街並みづくり方針の検討 |
| 第5回 | 令和5年3月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・街並みづくり方針の決定 ・今後のスケジュールの確認 |

※開催時期、内容については、会議の進捗状況等により変更する場合があります

※事業計画(案)が令和3・4年度の2箇年をまとめているため、令和4年度総会も、令和3年度総会と合同で行うこととします

※令和5年度以降は、年度当初に総会を開催します

■広報活動

街並み会議の活動状況を沿道権利者へ周知するための広報誌「与野本町通り街並みづくり通信」を発行・配布を行います。

LP3 歴史を伝える本町通りのまちづくりの 取り組み状況について

与野本町通り街並みづくり会議

設立総会

令和4年3月22日

さいたま市 与野まちづくり事務所



これまでの取組

2

○与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープランの策定

- 「与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン（平成27年11月）」に基づき、本町通りではリーディングプロジェクト3「歴史を伝える本町通りのまちづくり」（以下、LP3という）の取組を進めている
- LP3では、**前庭空間**を活用していく仕組みをつくり、歩行者や自転車の安全性を高めるとともに、街並みルールづくりを進め、歴史のまちとしての魅力を創出していくことを目指している



LP3の施策の方向性

- ◆本町通りの歴史や魅力の保全・形成
- ◆安心して歩ける環境の形成
- ◆地区外の人々への情報発信

○LP3に関する過去の取組

H28年度

- ・与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会及びLP3分科会設立
- ・沿道住民を対象にアンケートを実施

H29年度

- ・LP3分科会内で本町通りで今後取り組む内容を検討するワークショップを実施
- ・今後3年間で取り組む施策の整理

H30年度

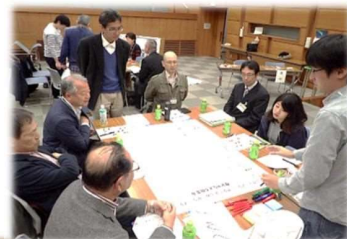
- ・先進事例を調査（中山道蕨宿・岩槻市宿通）

R元年度

- ・交通社会実験を実施
- ・前庭空間活用の取組実施

R2年度

- ・まち歩きマップを作成



▲ワークショップ風景 (H29)



◀まち歩きマップ

3年間の施策実施

今後

- 新たな組織の設立を行い、地域の皆様の手で本町通りを魅力的な通りとするためのアイデアを検討する
- 市と連携してアイデアの実現に向けた検討を進める

設立の経緯・目的について

○「与野本町通り街並みづくり会議」の設立に至った経緯

都市計画道路の事業化の見通しが立たず整備が進まない

安全・安心

自動車の交通量が多いのに歩行空間が狭く危険

景観

“歴史的景観や沿道空間”が無くなってしまふ

交流

住民同士のコミュニケーションが減ってしまった

本町通りを暮らしやすく魅力ある通りとするために、直面する問題に対して今すぐに対処しなければならない

現道でもできる・やるべき対策を検討する

- これまで協議会において、実験的な取組をしてきた
- アンケートやワークショップを開催し、沿道住民の意見を把握した

沿道住民からも、本町通りにおける現状の課題について“今すぐにでも”解決を望む声が多い

沿道で主体的に活動する「新たな組織」を立ち上げる！

〇まちづくりの主体と役割のイメージ

「市」

安全・安心な通りの実現

- 道路整備パターンの検討
- 道路整備手法の検討・調整
- 道路整備方針の策定 など

「市」 + 「街並み会議」

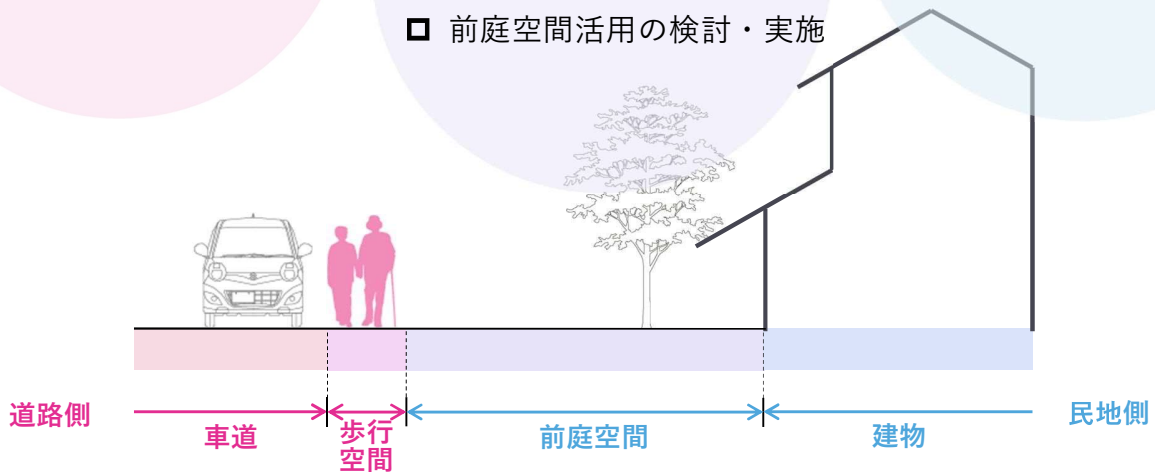
住みやすさと 豊かな交流の創出

- 歩いて心地良いまちづくり
- 前庭空間活用の検討・実施

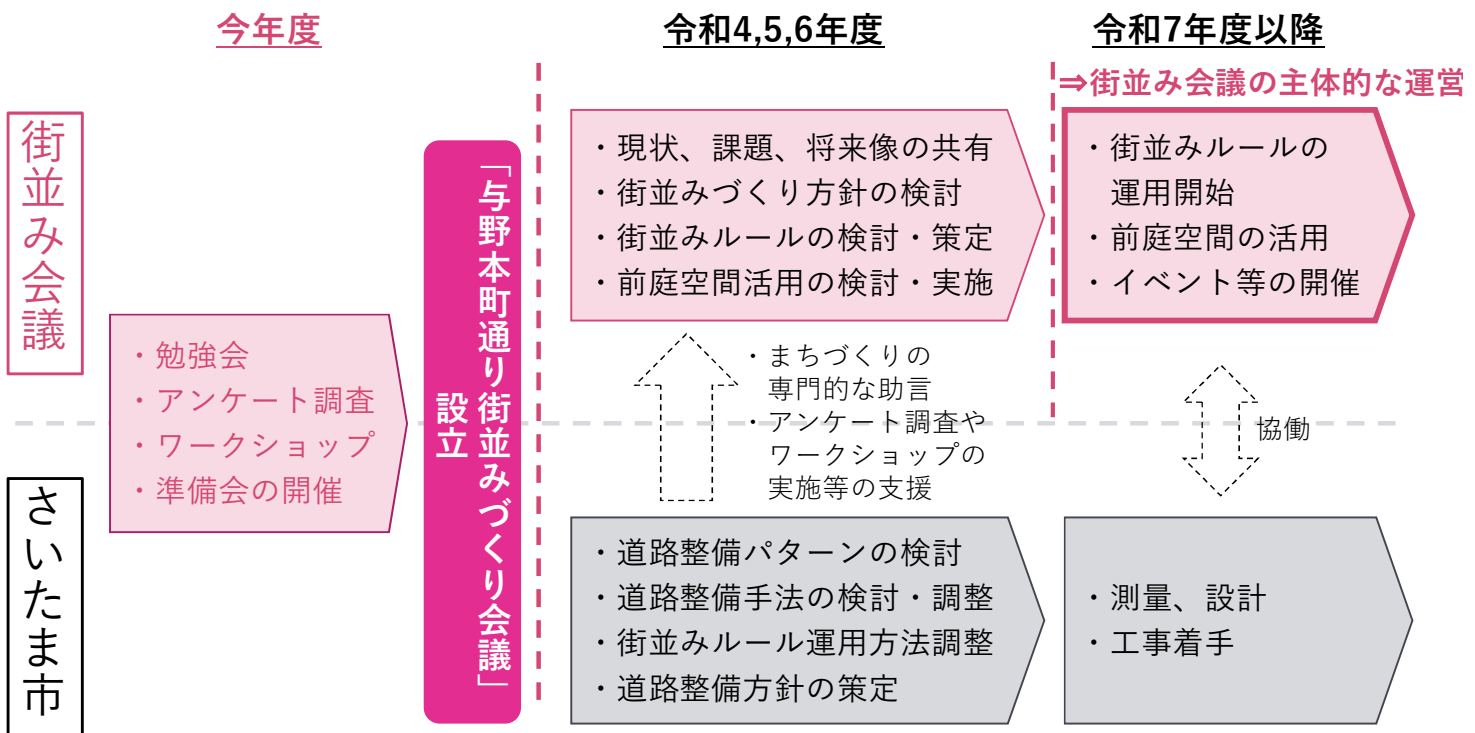
「街並み会議」

歴史を活かした街並みの形成

- 現状、課題、将来像の共有
- まちづくり方針の検討
- 街並みルールの検討・策定



まちづくりのスケジュール（案）



「与野本町通り街並みづくり会議」を設立後、3年程度で街並みルールの策定を目指す。その後は、市の道路整備と並行して、“主体的に”本町通りのまちづくりを進める。

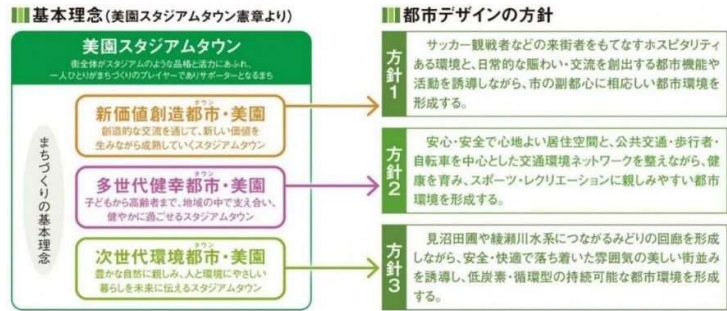
○街並みづくり方針とは

- 本町通りの街並みの現状や課題を認識し、**どのような街並みにしていくべきかという目標（将来像）を定めるとともに、その目標の実現に向けて必要な取組を明らかにすること**

【事例】みその都市デザイン方針における「都市デザインの方針」

- 具体的な検討内容

- ①現状・課題の分析・評価
- ②街並みの将来像の設定
- ③街並みづくりの取組の検討



出典：みその都市デザイン協議会

- 会員の皆様と議論を進め、令和4年度中に方針を取りまとめたいと思います！

今年度のワークショップ風景▶



○街並みルールとは

- 「街並みルール」とは、本町通りに残る歴史的な建築物である蔵造り等を保存、活用するとともに、新旧の建物が調和した街並みを整備し、地域の顔となるまちづくりを行うための**地域住民による自主的なルール**。

- 街並みルール例：

- ・ 建物の高さ、外観、色彩などに関するルール
- ・ 塀や柵に関するルール
- ・ 壁面や外構の位置に関するルール
- ・ 広告物に関するルール
- ・ 自動販売機に関するルール

等々



出典：岡山市（西大寺観音院周辺まちづくり協定について）

○前庭空間の活用とは

- ❑ 古くから市の立つ町として栄えた本町通りの沿道には、市場の名残である前庭のような空間が残っている。その空間は市の開催場でもあり、商品の荷さばき場ともなっていたといわれている
- ❑ 前庭空間は、本町通り特有の資産であり、保全していくとともに、活用していく仕組みづくりを行う
- ❑ まちに住み、又は訪れる様々な人々が満足できるような「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを目指す取組。



明治末期の市場風景[吉野章輔画]



本町通りにおける前庭空間の活用事例